



島根県報

令和8年3月24日（火）

号外第37号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県行政手続条例の一部を改正する条例	（総 務 課）	11
島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	（ ” ）	13
地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（ ” ）	14
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	15
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	18
非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例	（ ” ）	20
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	22
島根県部設置条例の一部を改正する条例	（ ” ）	23
島根県県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	24
島根県県税条例等の一部を改正する条例	（ ” ）	25
島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	（健 康 推 進 課）	30
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（青 少 年 家 庭 課）	31
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（薬 事 衛 生 課）	33
島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	34
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	（ ” ）	35
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	（畜 産 課）	37
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	38
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	39
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（病 院 局）	40
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	41
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（教 育 庁 総 務 課）	42
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	44
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	46
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	48
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	50
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	（学 校 企 画 課）	51
島根県立高等学校教育振興基金条例	（学 校 教 育 課）	52
島根県議会委員会条例の一部を改正する条例	（議 員 提 出）	53
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	（ ” ）	54

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 条例の概要

(1) 不利益処分の名宛人の所在が判明しない場合における公示の方法による聴聞の通知は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。こととした。（第15条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和8年5月21日から施行することとした。

◇島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 条例の概要

島根県公益認定等審議会の委員の任命要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者であることを追加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第3号）

1 条例の概要

次に掲げる条例の引用する条項の整理

- (1) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- (2) 島根県流域下水道事業の設置等に関する条例
- (3) 島根県公営企業の設置等に関する条例
- (4) 島根県病院事業の設置等に関する条例

2 施行期日

令和8年9月24日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 条例の概要

(1) 初任給調整手当の改正

ア 初任給調整手当の支給月額の限度額を改正することとした。（第7条の3関係）

支給対象者	改正前	改正後
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	416,600円	417,600円
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	51,600円	52,100円

イ 医師等に支給する手当の名称を第1種初任給調整手当に改めるとともに、新たに第2種初任給調整手当を設け、職員に適用される給料表の給料月額のうち職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額等とこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回る職員には、その差額を月額に換算した額を支給することとした。（第7条の3・第7条の4関係）

(2) 通勤手当の改正（第10条関係）

自動車等の使用者に対する通勤手当の額を、自動車等の使用距離に応じ、60,700円以内で人事委員会規則で定め

る額とすることとした。

(3) 宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度額の改正（第15条の2関係）

ア 通常の場合

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	4,400円	4,700円
特殊な業務を主とする宿日直勤務	7,400円	7,700円

イ 執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	6,600円	7,050円
特殊な業務を主とする宿日直勤務	11,100円	11,550円

(4) その他規定の整備

2 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行することとした。
- (2) 1の(1)のア及び(3)については、令和7年4月1日から適用することとした。

◇職員給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 条例の概要

- (1) 自動車等の使用者又は交通機関等及び自動車等の併用者のうち、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給することとした。（第10条第5項関係）
- (2) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車場等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすることとした。（第10条第6項関係）
- (3) 通勤手当の支給の日について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合にはその翌月の人事委員会規則で定める日とすることとした。（第10条第7項関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

- (1) 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正
費用弁償の種目、額及び支給方法に係る規定の整備
- (2) 参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正
(1)に伴う規定の整備
- (3) 会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正
(1)に伴う規定の整備

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 条例の概要

狂犬病予防作業等従事手当の支給対象公署に健康福祉部薬事衛生課を追加することとした。(第16条関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県部設置条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 条例の概要

(1) 島根かみあり国スポ・全スポ局を設置することとした。(第2条関係)

(2) 島根かみあり国スポ・全スポ局の所掌事務を第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の開催並びにスポーツの振興に関する事項とすることとした。(第3条関係)

(3) その他規定の整備

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 条例の概要

(1) 個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金の改正(第10条関係)

改正前	改正後
特定公益信託であって、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもののうち、知事又は教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭	公益信託に係る公益事務に関連する寄附金のうち、知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した寄附金

(2) (1)について所要の経過措置を定めることとした。

(3) その他規定の整理

2 施行期日

令和9年1月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例等の一部を改正する条例(条例第10号)

1 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

ア 自動車税の環境性能割を廃止することとした。

イ 現行の自動車税の種別割を自動車税とすることとした。

ウ 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、2年間延長することとした。(附則第18項・附則第19項関係)

エ 引用する条項の整理

オ その他規定の整理

(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正

(3) 島根県手数料条例の一部改正

(4) 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の一部改正

(5) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和8年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこととした。

(6) この条例は、(5)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする事とした。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 条例の概要

子ども・子育て支援納付金制度の導入に伴う国民健康保険事業費納付金の算定に係る規定の整備（第25条―第28条関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 乳児院の長、母子生活支援施設の長、母子支援員、児童養護施設の長、児童指導員、児童心理治療施設の長及び児童自立支援施設の長の資格にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加し、並びに児童自立支援専門員及び児童生活支援員の資格に精神保健福祉士の資格を有する者及びこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加することとした。

イ 給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない施設に母子生活支援施設を追加することとした。

ウ 引用する条項の整理

エ その他規定の整理

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアからエまで
島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のア及びエ

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

令和8年5月1日から施行することとした。

◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 条例の概要

(1) 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、犬又は猫の引取りを求める者が納付すべき手数料を減免することができることとした。（第24条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 条例の概要

(1) 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合の施設の基準を設けることとした。（別表第1・別表第2関係）

(2) その他規定の整備

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 条例の概要

(1) 手数料の納付時期に係る規定の整備（第4条関係）

(2) 松江家畜保健衛生所と出雲家畜保健衛生所を再編し、東部家畜保健衛生所を設置することとした。（別表第1関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 条例の概要

(1) 子育て世帯の入居について次のとおりとすることとした。（第6条関係・第8条関係）

ア 一般の世帯よりも高い収入基準において裁量的に入居を可能とする世帯を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居する世帯とすること。

イ 県営住宅に優先的に入居できる世帯を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と生計を一にする世帯とすること。

(2) 配偶者からの暴力を受けた者の入居に係る規定の整備（第6条関係）

(3) 県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除することとした。（別表関係）

団地の名称	所在地
上島団地	出雲市

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 条例の概要

県立こころの医療センターの診療科目の改正（別表関係）

改正前	改正後
精神科、神経内科、心療内科	精神科、心療内科、児童・思春期精神科

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

- (1) 管理者が定める職員が、子育て部分休暇（小学校就学の始期に達した後小学校第3学年を修了する日の属する年度の末日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。（第24条関係）

- (2) その他規定の整理

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

- (1) 初任給調整手当の改正（第17条の4関係）

新たに第2種初任給調整手当を設け、教育職員に適用される給料表の給料月額のうち教育職員の属する職務の級及び教育職員の受ける号給に応じた額等を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回る教育職員には、その差額を月額に換算した額を支給することとした。

- (2) 通勤手当の改正（第20条関係）

自動車等の使用者に対する通勤手当の額を、自動車等の使用距離に応じ、60,700円以内で人事委員会規則で定める額とすることとした。

- (3) 宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度額の改正（第22条関係）

ア 通常の場合

区 分	改正前	改正後
通常の宿日直勤務	4,400円	4,700円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	8,300円	8,600円

イ 勤務時間が通常の勤務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合

区 分	改正前	改正後
通常の宿日直勤務	6,600円	7,050円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	12,450円	12,900円

- (4) その他規定の整備

2 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行することとした。

- (2) 1の(3)については、令和7年4月1日から適用することとした。

◇県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

- (1) 自動車等の使用者又は交通機関等及び自動車等の併用者のうち、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする教育職員（人事委員会規則で定める教育職員を除く。）に対し、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給することとした。（第20条第5項関係）
- (2) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車場等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすることとした。（第20条第6項関係）
- (3) 通勤手当の支給の日について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合にはその翌月の人事委員会規則で定める日とすることとした。（第20条第7項関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 条例の概要

(1) 初任給調整手当の新設（第15条の4関係）

教職員に適用される給料表の給料月額のうち教職員の属する職務の級及び教職員の受ける号給に応じた額等を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額を下回る教職員には、その差額を月額に換算した額を支給することとした。

(2) 通勤手当の改正（第18条関係）

自動車等の使用者に対する通勤手当の額を、自動車等の使用距離に応じ、60,700円以内で教育委員会規則で定める額とすることとした。

(3) 宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度額の改正（第19条の6関係）

ア 通常の場合

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	4,400円	4,700円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	8,300円	8,600円

イ 執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	6,600円	7,050円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	12,450円	12,900円

(4) その他規定の整備

2 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行することとした。
- (2) 1の(3)については、令和7年4月1日から適用することとした。

◇市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 条例の概要

- (1) 自動車等の使用者又は交通機関等及び自動車等の併用者のうち、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする教職員（教育委員会規則で定める教職員を除く。）に対し、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として教育委員会規則で定める額を支給することとした。（第18条

第5項関係)

- (2) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車場等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすることとした。(第18条第6項関係)
- (3) 通勤手当の支給の日について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合にはその翌月の教育委員会規則で定める日とすることとした。(第18条第7項関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 条例の概要

教員特殊業務手当の額の改定(第3条関係)

区 分	改正前	改正後
部活動指導業務	3,600円 (教育委員会が定める場合にあつては、1,800円)	3,900円 (教育委員会が定める場合にあつては、1,950円)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,606人	1,608人	2人
	事務職員及び技術職員	185人	185人	—
特別支援学校	教育職員	1,032人	1,056人	24人
	事務職員及び技術職員	79人	79人	—
小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員	5,011人	4,963人	△48人
	事務職員及び技術職員	348人	342人	△6人

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県立高等学校教育振興基金条例(条例第27号)

1 条例の概要

(1) 設置

県が行う県立高等学校における魅力化、特色化等の取組の促進に関する事業に要する経費に充てるため、島根県立高等学校教育振興基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。(第2条関係)

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。(第3条関係)

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 条例の概要

島根かみあり国スポ・全スポ局が設置されることに伴い、当該島根かみあり国スポ・全スポ局の所管に関する事項を環境厚生委員会の所管とすることとした。（第2条関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 条例の概要

- (1) 費用弁償の種目及び額に係る規定の整備
- (2) 宿泊費基準額に係る規定の整備
- (3) 宿泊手当の新設
- (4) 日当及び食卓料の廃止

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

島根県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第1号

島根県行政手続条例の一部を改正する条例

島根県行政手続条例（平成7年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則（第15条第3項を除く。）中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第15条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第2号

島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

島根県公益認定等審議会条例（平成20年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公益法人」の次に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第3号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第2条第1号中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改め、同条第2号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、同条第3号中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

(島根県流域下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 島根県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年島根県条例第30号)第5条
- (2) 島根県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第60号)第5条
- (3) 島根県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第61号)第6条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第4号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第7条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条第1項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改め、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の4 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される職員等給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準

額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条第2項第2号中「42,600円」を「60,700円」に改め、同条第4項中「給料表」を「職員等給料表」に改める。

第10条の2第3項中「給料表」を「職員等給料表」に改める。

第11条の3第2項中「新たに」の次に「職員等給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員、新たに」を加え、「のうち、」を「でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他」に、「職員には」を「ものとして人事委員会規則で定める職員には」に改める。

第15条の2第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「11,100円」を「11,550円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第7条の3第1項第1号及び第2号並びに第15条の2第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和7年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第5号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「）の」を「）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第6号

非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第1条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

(費用弁償の額及び支給方法)

第8条 費用弁償の額及び支給方法は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1条第3号に掲げる者のうち、勤務実態等が一般職の職員と同等と認められる職員として知事が別に定めるもの 一般職の職員に対する旅費支給の例による。
- (2) 第1条各号に掲げる者（前号に掲げる者を除く。） 知事が別に定めるもののほか、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

(外国旅行の費用弁償)

第9条 外国旅行の費用弁償については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

第10条を削る。

(参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正)

第2条 参考人等に対する費用弁償等支給条例（昭和32年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第9条」を「第8条第1号」に改め、同条第2項中「費用弁償の」の次に「種目及び」を加え、「第8条」を「第8条第2号」に、「第

10条」を「第9条」に改める。

(会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第3条 会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例（平成31年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「種類」を「種目」に改め、「昭和27年島根県条例第38号」の次に「。以下この項において「非常勤条例」という。」を加え、「第8条」を「第8条第2号」に、「第10条」を「第9条」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、勤務実態等が常勤職員と同等と認められる職員として知事が別に定めるものに対する費用弁償の種目、額及び支給方法については、非常勤条例第7条、第8条第1号及び第9条の規定を準用する。

第4条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例及び参考人等に対する費用弁償等支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第7号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「保健所」を「健康福祉部薬事衛生課又は保健所」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

島根県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第8号

島根県部設置条例の一部を改正する条例

島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「土木部」を「土木部
島根かみあり国スポ・全スポ局」に改める。

第3条の表環境生活部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表に次のように加える。

島根かみあり国スポ・全スポ局

- (1) 第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事項
- (2) スポーツの振興に関する事項

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第9号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 所得税法第78条第2項第4号に規定する寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出したものの

第10条第2項中「金銭」を「寄附金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の島根県県税条例第10条第1項第4号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。
- 3 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する旧公益信託（所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託を除く。）の信託財産とするために支出した金銭については、なお従前の例による。

島根県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第10号

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第1条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表自動車税の項を次のように改める。

自動車税	普通徴収による場合は、自動車の所有者(法第146条第2項に規定する場合には使用者、法第147条第1項に規定する場合には買主)の住所又は事務所若しくは事業所の所在地(当該住所又は事務所若しくは事業所が県外にある場合には、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地)
	証紙徴収又は第49条の2の規定による徴収による場合は、島根運輸支局の所在地

第6条中「の種別割」を削る。

第45条の2から第45条の4までを削る。

第46条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第146条第3項」を「第146条第2項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2号中「第45条第1号」を「前条第1号」に改め、同条第3号中「第45条第2号」を「前条第2号」に改め、同条第5号中「第45条第3号」を「前条第3号」に改め、同条第6号中「環境保健公社」を「公益財団法人島根県環境保健公社」に改め、「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の次に「(平成10年法律第114号)」を加える。

第47条（見出しを含む。）及び第48条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第49条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第177条の11第3項」を「第158条第3項」に、「による種別割」を「による自動車税」に、「種別割額」を「自動車税額」に改める。

第49条の2（見出しを含む。）中「種別割の」を「自動車税の」に改め、同条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の次に「（平成14年法律第151号）」を、「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を、「島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の次に「（平成16年島根県条例第36号）」を加え、「種別割を」を「自動車税を」に改める。

第50条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第8号中「第146条第3項」を「第146条第2項」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第51条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第146条第3項」を「第146条第2項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3号中「身体障害者又は精神障害者が所有する自動車（）」を「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下この号及び次号において「身体障害者」という。）又は精神等に障害を有し歩行が困難な者（以下この号及び次号において「精神障害者」という。）が所有する自動車（）」に改める。

第75条第6号を削る。

附則第18項の見出し並びに同項各号列記以外の部分及び同項第1号中「の種別割」を削り、同号ア中「法第149条第1項第4号に規定する」を削り、「ガソリン自動車（）」の次に「ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。」を加え、「第20項において「ガソリン自動車」という」を「第20項第1号において同じ」に改め、「同条第1項第5号に規定する」を削り、「石油ガス自動車（）」の次に「液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる

電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第1項第1号に規定する総務省令で定めるものをいう。イにおいて同じ。)に該当するものを除く。」を加え、「第20項において「石油ガス自動車」という」を「第20項第1号において同じ」に、「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に、「法第147条第3項」を「道路運送車両法第7条第1項」に改め、同号イ中「法第149条第1項第6号に規定する」を削り、「軽油自動車(」の次に「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。」を加え、「第20項において「軽油自動車」という」を「第20項第2号において同じ」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第2号中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる営業用の乗用車に対する第47条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽課税率欄に掲げる字句とする。

附則第18項の表の中間軽課税率の欄を削る。

附則第19項中「第177条の7第5項」を「第154条第5項」に改め、「の種別割」を削る。

附則第20項中「の種別割」を削り、同項第1号中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項第2号中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第25項を削り、附則第26項を附則第25項とし、附則第27項を附則第26項とする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の

種別割の徴収の特例に関する条例（昭和33年島根県条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割」を削る。

第2条第1項中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削り、「第177条の11」を「第158条」に改め、同条第2項及び第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第3条中「種別割」を「自動車税」に改める。

第4条中「種別割の納税者」を「自動車税の納税者」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に、「当該種別割」を「当該自動車税」に改める。

第1号様式中「自動車税種別割納税証紙」を「自動車税納税証紙」に改める。

（島根県手数料条例の一部改正）

第3条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表2の項第1号中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

（特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第4条 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例（平成15年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（自動車税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例、第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収の

特例に関する条例及び第4条の規定による改正後の特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(島根県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第3条の規定による改正後の島根県手数料条例別表2の項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「自動車税」とあるのは、「自動車税（地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）附則第24条第2項の規定により道路運送車両法第97条の2第1項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、令和7年度以前の年度分の自動車税種別割又は令和8年度以後の年度分の自動車税）」とする。

(この条例の失効等)

- 4 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号。次項において「改正法」という。）が令和8年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。
- 5 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第11号

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険条例（平成29年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第25条を第29条とし、第24条の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第25条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第26条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第27条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数）

第28条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の島根県国民健康保険条例第4章の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第12号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第16条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第27条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第29条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

第29条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

第37条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第37条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第38条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第57条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第58条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第59条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第2項中「(昭和23年厚生省令第11号)」を削る。

第93条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第94条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第94条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第101条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第102条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第102条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第103条第1項第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第104条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に

規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第21条第2項中「(昭和23年厚生省令第11号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第13号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表30の項第13号から第16号までの規定中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同項第17号中「第14条第9項」を「第14条第8項」に改め、同項第18号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第14号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「求める飼い主」を「求めるとき」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、第1項第8号に規定する手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第15号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（令和3年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項第2号中「を含む。」の次に「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。」を加え、「別表第2の1の項ア」を「別表第2の1の項第1号ア」に改め、同項第3号中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2の1の項第1号において同じ。）」を加え、同項第6号中「4の項」を「前項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「4の項」を「前項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「4の項第5号」を「前項第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、3の項第8号、第9号、第12号、第13号、第16号及び第17号並びに前項第7号の基準を適用しない。

別表第2の1の項を次のように改める。

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業

- (1) 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 簡易な営業にあつては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- イ 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業において約80

リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第16号

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

別表第1 松江家畜保健衛生所の項を削り、同表出雲家畜保健衛生所の項名称の欄中「出雲家畜保健衛生所」を「東部家畜保健衛生所」に改め、同項管轄区域の欄中「出雲市」を「松江市 出雲市 安来市」に、「飯石郡」を「飯石郡 隠岐郡」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第17号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号アウ中「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項第3号ア中「又は」を「、」に、「規定による保護」を「規定による女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護」に改め、同号に次のように加える。

ウ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の配偶者からの暴力を受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止等法第3条第6項に規定する民間の団体から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者

第8条第3項第3号中「18歳未満の児童3人以上」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

「天神団地
別表中 上島団地 を 「天神団地
古志団地」 に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第18号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第25号左欄の(61)中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同欄の(62)中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第19号

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立こころの医療センターの項診療科目の欄中「、神経内科」を削り、「心療内科」の次に「、児童・思春期精神科」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第20号

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「子をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「又は高齢者部分休業」を「、高齢者部分休業」に改め、「の一部について勤務しないことをいう。）」の次に「又は子育て部分休暇（管理者が定める職員がその小学校就学の始期に達した後小学校第3学年を修了する日の属する年度の末日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第21号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第17条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第17条の4 新たに採用された教育職員であって、採用の日において、当該教育職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該教育職員の属する職務の級並びに第6条第1項及び第2項並びに第11条第2項及び第3項の規定により当該教育職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務教育職員その他の人事委員会規則で定める教育職員にあつては、人事委員会規則で定める額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける教育職員以外の教育職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところ

ろにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第20条第2項第2号中「42,600円」を「60,700円」に改める。

第21条の3第2項中「新たに」の次に「給料表の適用を受ける教育職員となって特地学校又は準特地学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教育職員、新たに」を加え、「のうち、」を「でその特地学校又は準特地学校に該当することとなった日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他」に、「教育職員には」を「ものとして人事委員会規則で定める教育職員には」に改める。

第22条中「4,400円」を「4,700円」に、「8,300円」を「8,600円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「12,450円」を「12,900円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、この条例による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第22条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和7年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第22号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「）の」を「）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる教育職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める教育職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第23号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第15条の4 新たに採用された教職員であって、採用の日において、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに第7条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務教職員その他の教育委員会規則で定める教職員にあつては、教育委員会規則で定める額）に12を乗じ、その額を第22条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から教育委員会規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の月額は、教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるものには、教育委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、

教育委員会規則で定める。

第18条第2項第2号中「42,600円」を「60,700円」に改める。

第19条の3第2項中「新たに」の次に「給料表の適用を受ける教職員となってへき地学校等又は前項の規定により教育委員会が指定する学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教職員、新たに」を加え、「のうち、」を「でそのへき地学校等又は前項の規定により教育委員会が指定する学校に該当することとなった日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他」に、「教職員には」を「ものとして教育委員会規則で定める教職員には」に改める。

第19条の6第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「8,300円」を「8,600円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「12,450円」を「12,900円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、この条例による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第19条の6第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の規定に基づいて、令和7年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第24号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として教育委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「）の」を「）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる教職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（教育委員会規則で定める教職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として教育委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（教育委員会規則への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第25号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「3,600円」を「3,900円」に、「1,800円」を「1,950円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第26号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第1条 県立学校の職員定数条例(昭和31年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,606人」を「1,608人」に、「1,032人」を「1,056人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第2条 市町村立学校の教職員定数条例(昭和31年島根県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5,011人」を「4,963人」に、「348人」を「342人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

島根県立高等学校教育振興基金条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第27号

島根県立高等学校教育振興基金条例

(設置)

第1条 県立高等学校における魅力化、特色化等の取組の促進に関する事業に要する経費に充てるため、島根県立高等学校教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第28号

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第3号中「健康福祉部」の次に「、島根かみあり国スポ
・全スポ局」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第29号

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費とし、その額及び支給方法については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

第5条第4項中「宿泊料については」を「宿泊費等の額は」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別表第2に定める日当及び宿泊料」を「第2項の宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当（次項において「宿泊費等」という。）」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、宿泊費基準額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の指定職職員等の欄に掲げる額とする。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。